

提出された意見の内容とそれに対する県議会の考え方（対応方針）

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県議会の考え方
1	前文	子どもたちの権利が尊重されること、子どもが権利の主体であるということを認識できるような内容にも触れていただきたいと思います。	1	(記述済み) 子どもの個人としての尊厳と人としての権利をより広くあらわすために、基本理念において、「すべての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人として尊重される」と記述しております。
2	第一条 目的	「教育関係者」というのは、学校関係の教師、社会教育などの関係者と読み取れるので「子ども・子育て支援活動団体等」というような表現を加え、注釈で各機関を示すことを希望します。	1	(修正加筆等意見反映) 「子ども・子育て支援団体」の多くは、自らの経験を活かし、子育てを支援したいというボランティア精神に則り活動を行っている方々であると考えられるため、職業人としての扱いにはできないため、県民に含まれると考えております。なお、「教育関係者」については、いただいた御意見を踏まえ、定義に新たに加筆することとします。
3		「子どもの最善の利益」とはどのようなことか、注釈を付けてもらいたい。	1	(記述済み) 基本理念において、「すべての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人として尊重される」と記述しております。
4	第二条 定義	「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいいます。この部分を「子ども」とは、おおむね18歳未満の者および保護者の扶養を受けて学業に勤しむおおむね30歳未満の者をいいます。に修正する。理由は、元の記述では大学や大学院における高等教育を受ける期間が支援の対象とならないため。18歳で選挙権を得るようになった今も、大学や大学院で学ぶ間は親の扶養に頼る未成熟子に変わりなく、この期間を支援対象にしなければ「山梨県は子どもに高等教育を受けさせる環境が整っていない県」ということになってしまうためです。少子化が進み、大学全入時代が訪れている今、将来を見据えて制定する条例ですので、子どもたちの将来が、生まれた家庭の状況や育った環境によって左右されることのないようにするには、高等教育を受ける期間を支援の対象に含めるべきと考えます。	1	(記述済み) 「子どもの定義」については、子ども・子育て支援法では、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。児童福祉法では、児童とは満18歳に満たない者。また、児童の権利に関する条約では18歳以下の者と、「子ども」や「児童」の定義を18歳を基準に規定しているため、本条例でも18歳を基準とし、「子ども」の定義を「おおむね18歳未満の者」と記述しております。
5		「子ども」が18歳未満となっていますが、「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」として、例えば、高校在学中に支援が途切れることがないような配慮をしていただければと思います。	1	(記述済み) 「子どもの定義」については、本条例では18歳を基準とし、意見にあるような柔軟な対応ができるよう、「おおむね18歳未満の者」と記述しております。
6		「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。この部分を「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護もしくは扶養する者をいいます。に修正する。	1	(記述済み) 「保護者の定義」については、児童福祉法では、親権を行うもの、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者と規定しているため、本条例でも同様の記述しております。また、「扶養」は、何らかの理由により、独立して生計を営めない者の生活を他者が援助することと一般的に定義されています。一方、「監護」は、親権を構成する権利のひとつであり、監護を怠った場合は、処罰されるケースもあり、扶養の意味も抱合していると解釈しているため、監護と扶養を並列して使用することは困難であると考えております。
7	第三条 基本理念	家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮すること。この部分を家庭・地域その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮すること。に修正する。理由は、元来子育ての役割を担う場は「家庭・地域・学校」の3カ所だったはずが、核家族化が進む中で地域で子育てをする意識が薄れ、家庭が孤立して子育ての苦悩を母親が1人で抱え込む様になったことが、虐待の増加や第二子以降の断念に繋がり、今日の少子化問題の原因の1つになっています。条例の制定を機に、地域も家庭と共に子育てに参加し、共に喜び合う重要な立場にあることを再認識していただくためにも、「地域」を基本理念に明記しておくべきと考えます。	1	(修正加筆等意見反映) いただいた御意見を踏まえ、ご指摘のあった部分について家庭、地域その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮すること。に修正加筆することとします。
8		「子育てに伴う喜びが実感とあるが、「誇りと喜び」というように「誇り」という言葉が入ることによって子育てに関係する人たちの意識が向上すると考えます。	1	(反映困難) 「誇り」の文言を使用することにより、諸般の事情により子育てが困難である方々に子育てを強制したり、子育てをしている人が優位であるとの誤解を招く恐れもあるため、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮すること。と記述しております。
9		「県、市町村、県民・・・」に保護者を含めた方が良いのではないのでしょうか。	1	(記述済み) 基本理念で、保護者が子育てについての一義的な責任を有することを規定するとともに、保護者の役割においても、生活の基盤である家庭等において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てよう努めるものと記述しております。
10		子どもが尊重されることと合わせて、「子どもたちが自分の意見を持つことを推奨し、自立に向けた活動を支える」というような、「子ども」を主語とした一文があると良いと思います。子どもたちの持っている力、自分で伸びる力、自主性を尊重していくことを具体的に表現してほしいと思います。	1	(記述済み) 子どもは支援を受けるだけの存在ではなく、社会の一員として尊重され、主役として活躍できるように、基本理念において、「すべての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人として尊重される」と記述しております。

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県議会の考え方
11	第五条 保護者の役割	「保護者の役割」に、「家庭等での体罰の禁止」、「未就学児の置き去り禁止（車中、留守番など）」を取り入れてはいかがでしょうか。学校教育においては、体罰が禁止になりましたが家庭等では、まだはっきりとうたっているところがありません。子どもの人権、安全を守ることから大切なことだと考えます。	1	(記述済み) 基本理念で、保護者が子育てについての一義的な責任を有することを規定するとともに、保護者の役割においても、生活の基盤である家庭等において、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるよう努めるものと記述しております。
12		「育ちの場の充実」の「児童及び生徒への学習支援活動等に対する支援」とありますが、その中に「交流活動拠点」を入れていただきたいです。学習支援をした学生の中には、生徒との対話、遊び、一緒に活するなどを通して、子どもたちの成長に寄り添う姿勢が見られます。コミュニケーションの重要性が増し、今後、必要となってくるとされる「交流活動拠点」の支援も含んでいただきたいと思えます。 この条例（案）ができたことは、子育て支援をしている現場の者として大変うれしく思っています。また、子ども・子育て支援を大切に扱っていただき活動をしてきて良かったと思っています。山梨県らしい「子ども・子育て支援条例」ができることを楽しみにしております。	1	(記述済み) 育ちの場での充実で、「子どもと他の世代との交流等の促進」と記述しております。
13	第十一条 育ちの場の充実	素晴らしい事項と思えます。ありがとうございます。 幼児期に豊かな自然環境のなかで過ごす体験は、心身共に豊かな土台を育む重要なことと思えます。森のようちえん等の自主運営団体や認可施設の自然体験活動に対し、県と市町村が連携した支援（環境作りの援助や、資金補助など）の拡大・充実（具体的には長野県の信州型自然保育認定制度の山梨版の策定）を希望します。	1	(その他) いただいた御意見は関係機関に申し入れていきます。
14		自然体験活動に対する行政支援が拡大することは、山梨県の豊かな自然環境のなかでの子育てに魅力を感じる子育て世代にとって大きな支援となり、移住者の拡大にもつながると思えます。 条例をもとにした、今後の施策の充実に期待しています。	1	(その他) 豊かな自然や県民相互の強い絆を生かし、山梨県に住むすべての子どもを山梨県の子として、育てはぐくみ「子どもの健やかな成長」が最大限に実現される社会を構築するため、条例制定後も県議会として「子ども・子育て支援」に積極的に取り組んで参ります。
15		あらゆる角度から 子どもの最善の利益のための支援が網羅されていると感謝いたします。 特に 第 1 1 条3にあります 「県の豊かな自然環境を生かした支援」に今後の期待と関心を寄せております。	1	(その他) 豊かな自然や県民相互の強い絆を生かし、山梨県に住むすべての子どもを山梨県の子として、育てはぐくみ「子どもの健やかな成長」が最大限に実現される社会を構築するため、条例制定後も県議会として「子ども・子育て支援」に積極的に取り組んで参ります。
16	第二十条 特別な支援を必要とする子ども等への支援	昨今の医療技術の進歩に伴い、これまで救うことができなかった多くの子ども達が救われるようになってきました。それに伴い在宅で様々な医療ケアを受けながら生活する子どもたちが増えてきています。しかし、法や制度がそのような子ども達の生活を前提とした内容に対応していないため、多くの医療ケア児を子育て中の家族は疲弊しています。医療ケア児へのサポート体制の充実を考えてほしいです。合わせて、発達障がいを持つ子ども達への支援も検討していただきたいです。県の心の発達総合支援センターでは、診察を受けるのに数ヶ月待ちという状態が続いており、集団生活に安心して送り出すことができない家族が数多くいます。そのような家族の気持ちを共有できる場もほとんどないため、様々な障がい児の親への子育て支援の必要性も痛感しています。 山梨県において、どのような子どもを産んでも家族が安心して子育てを楽しむことができるような地域になれるように本条例の策定を進めてほしいと願っています。	1	(その他) いただいた御意見は関係機関に申し入れていきます。
17		県や市町村等行政からの発達障がいの子供が受けられるサービスや、その親が相談できる場、発達障がいについてなどの情報発信が思いのほか少ない気がします。 私の子が発達障がいと診断されたのは5年ほど前になり、その頃よりも今は少しは良くなってきたとは思いますが、まだまだ当事者側からのアクションで情報を収集しサービスや相談窓口を探すのが主となっている気がします。県や市町村等行政からの積極的な情報発信で少しでも子供やその親の不安を軽減できるシステム作りを、また、その子達の将来（進学、就職）についての支援などのシステム作りを希望いたします。	1	(その他) いただいた御意見は関係機関に申し入れていきます。

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県議会の考え方
18		<p>発達障がいの可能性のある小・中学生は全国で6.5%と言われており、1クラスに2人程度は発達障がいの傾向があるということになるようです。この統計結果も当事者の親だから目につきましたが、このような情報も積極的に発信していただければ小・中学校の先生方の目にも止まり発達障がい児について理解が進むのではないかと思います。現状ではまだまだ発達障がい児の特性を理解していただけていない先生がいらっしゃるのも事実です。</p> <p>学校教育はみんな同じ（学校集会、勉強の進め方、勉強方法等）を求めますが支援の必要な発達障がい児はそれを苦痛とを感じる子がほとんどです。学校での対応如何ではその苦痛から不登校となってしまう子もいます。また、教師の方々だけでなく教育委員会の職員の方々も特性を理解して親切に対応していただける方とそうでない方の差がハッキリしており、親にとっては不安になる事も多々ありますが、積極的な情報発信により、このあたりも改善していくのではないかと期待しています。</p> <p>県にて運営されているこころの発達総合支援センターでの相談についてのお願いになります。</p> <p>特性を持った子供についての悩みや不安はすぐに小児精神科の先生へ相談したいのですが、小児精神科の先生への相談予約がなかなかとれず数ヶ月先になってしまいう事もあります。今は平日のみの相談となっていますが、毎週ではなくてよいので月に数回土曜日と日曜日にも相談日をつくっていただき、先生をもう少し増やしていただければ今よりは相談の予約がとりやすくなるかと思っておりますのでご検討いただければと思います。</p>	1	<p>(その他) いただいた御意見は関係機関に申し入れていきます。</p>
19	<p>第二十条 特別な支援を必要とする子ども等への支援</p>	<p>私たち子育て支援センターでも養育者のご相談が多い「入園(所)前の年齢2-3歳の親子の発達障がい(育てづらさ)のご相談」です。当センターでは、以下のような声が上がっています。</p> <p>育てづらさを感じる我が子との接し方などの学びの場が欲しい。個々の個性を生かした保育・教育の場が欲しい・・・幼稚園・保育園に受け入れてもらえない・・・その後 タイミングが悪く発達支援センターも定員いっぱい状態で4歳児なのに集団の受け入れ先がなく親子二人きりで過ごしている。保育士を加配して頂いているが、親と先生の共通理解の場や保育研修なども検討してほしい。発達支援に特化した保育・または統合保育を充実してほしい・・・保育をサポートしてくれる(育成支援)ボランティアを要請してほしい・・・森の中で活動すると親子ともこだわりがなくなり生き生きとする・・・山梨の豊かな自然や森を活用した保育を展開してほしい。親のメンタルのサポートが欲しいなど。山梨県は他県にはない自然環境も 地域力を使ったマンパワーも充実することが可能でありきめ細やかな保育・特色のある保育(子育て支援)の構築も先駆的に可能かと思えます。 保育園・幼稚園等にも 参画できる「育成支援システム」や一般の方も現場でサポートできる「育成支援者養成講座」等がうたわれていると嬉しいですね。条例は十分な内容だと思います。課題の多いこの分野についても特記された項目が作られると 嬉しく思います。</p>	1	<p>(その他) いただいた御意見は関係機関に申し入れていきます。</p>
20		<p>特性を持った発達障がい児は行政が運営している放課後児童クラブ等の施設には入りにくい(入れていただけない)のが現状です。理由は色々々と体裁を整えて説明していただけるのですが、当事者の親からすれば要は「特性のある子は扱いにくいので」と言っているのがよくわかります。私の子もまた同じような特性を持った子も結局入れていただかず私立の放課後児童クラブへお願いしています。</p> <p>私立は行政運営の放課後児童クラブと違い、金銭的な負担はかなり大きいです。1人年間10万円以上はかかります。兄弟姉妹で発達障がいがあり、兄弟姉妹でお願いしている家庭では人数分で負担が増えて行きます。行政運営の放課後児童クラブと私立の放課後児童クラブとの価格差が少しでもなくなるように、私立の放課後児童クラブにはもう少し補助金の交付等を考えていただければ幸いです。</p>	1	<p>(その他) いただいた御意見は関係機関に申し入れていきます。</p>
21	<p>第二十三条 やまなし 子育ての日</p>	<p>何故「毎年11月19日」を「やまなし子育ての日」と定めるのか、その理由が条例に明記されていません。</p> <p>他の自治体でも「いいいくじ」の語呂合わせで11月19日を育児の日としていたり、毎月19日を育児の日としていたり、類似の語呂合わせで12日を「いく(1)じ(2)」と読んで毎月12日を育児の日としている例もある様ですが、「やまなし子育ての日」で11月19日では語呂合わせになっておりませんので、覚えやすいとは思えません。</p> <p>それよりも、折角「やまなし子育ての日」を制定するのであれば、子ども・子育て支援に関する気運を醸成するために適した日を選んでいただきたいです。例えば、進学を控えた3月は例年子育てに関する悩み相談が増える傾向にあることを考えて3月上旬もしくは2月下旬辺りに定めるはいかがでしょうか。</p> <p>逆に「毎年11月19日」ありきであれば、この日付に「やまなし子育ての日」としての大きな意味を持たせる気概がなければ形だけの制定になるでしょう。例えば、翌日の11月20日が学校の休みになる県民の日ということを含めて「毎年11月19日・20日を育児のための連休とする」として11月19日も学校を休みにすることを条例に盛り込み、その上で全県的にこの2日間は大人も休日になるよう推進する実効性の伴う施策を行うのであれば、それはまさしく「やまなし子育ての日」に相応しい日となると考えられます。</p>	1	<p>(反映困難) 県では、「県民が、郷土について理解と関心を深め、ふるさとを愛する心をはぐくみ、共に次代に誇り得るより豊かなふるさと山梨を築きあげることを期する日として」11月20日を県民の日として、昭和62年から条例で規定しています。</p> <p>また、内閣府では、子供を家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて理解を深めてもらうために、平成19年度から11月第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として理解促進を図っています。</p> <p>これらのことを踏まえた上で、「いい(11)いく(19)じの日」との語呂合わせも兼ね、県民に覚えやすい親しみのある日となるよう、11月19日を「やまなし子育ての日」と記述しております。</p>